

議第147号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

県道杉谷嶺線（旧線）の施設不備による事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

1, 246, 120円

（参 考）

令和5年4月20日（木）9時30分頃滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘五丁目地先の県道において、施設不備により、
氏に対し、損害を与えた
ことによる賠償金である。

議第147号 損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて